

平成27年度 学校いじめ防止基本方針

北九州市立大蔵小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

北九州市では、児童（生徒）の尊厳を保持する目的のもと、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための学校いじめ防止基本方針を策定することとした。この方針に基づき本校においても本基本方針を策定し、いじめ防止等を図る取組を推進する。

（定義）

法第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめに対する基本姿勢 「いじめ問題を見過ごさないために（北九州市教育委員会）」より

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、上記3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、各種の調査を基に自校の課題を見い出し、児童の実態に応じた取組を図る。また、市や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

(1) 自校の課題

- ・ 他者とのコミュニケーションや関係づくりが不十分なため、人間関係のトラブルがよく起こる。
- ・ 規範意識が十分に育っておらず、学校・学級のルールを進んで守ろうとする態度が身に付いていない。

(2) 学校としてなすべきこと

① いじめに対する正しい認識を共通理解する

- ・ いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめを助長したり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという強い認識をもつ。
- ・ 児童に対して、いじめられている人を助けることは、いじめている人を助けることにつながるという認識をもたせる。
- ・ 教師一人一人がいじめの問題の重要性を正しく認識し、児童のわずかなサインもキャッチできるよう、定期的なアンケートの実施及び面談を行うとともに、日頃から教職員間及び保護者との連絡を密にし、情報の収集や交換、共通理解を図る。

- ・ 教職員用の指導書「いじめ問題を見過ごさないために」等を中心に、校内研修会を実施し、教職員のいじめに対する感度を高めるとともに、定期的に校内生徒指導研修会を開き、正しい認識を共通理解し、組織的な体制を整える。

② 教育相談活動を充実し、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図る

- ・ いじめはどの学校・学級でもどの児童にも起こりうるという危機意識をもつこと。
- ・ 定期的な「心と体のアンケート」を実施するとともに教育相談活動を充実し、いじめが起きたときの対処療法的な対応にとどまるだけでなく、全教育活動を通じた積極的な指導を展開する。
- ・ 「いじめ問題を見過ごさないために」P17～「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」や、P63「いじめの問題への取組についての点検項目（例）」を参考にし、これまでの教育活動を振り返り、評価・改善していく。
- ・ いじめの早期対応にあたっては、校内いじめ問題対策委員会等で、全教職員が課題を共有し、一致協力して計画的・継続的に取り組む。

③ 家庭・地域・関係機関との連携を深める

- ・ いじめの未然防止や早期発見のために、また、いじめられている児童を最後まで守り抜くために、学校だけでなく家庭・地域・関係諸機関と連携して対応する。
- ・ 機会を捉えて家庭への連絡を密に行うとともに、日頃より家庭訪問を実施し、保護者とコミュニケーションをとり信頼関係を築く。
- ・ 必要に応じ、教育委員会指導第二課・子ども総合センター・児童相談所・八幡東区役所子ども家庭相談コーナー・八幡東警察署等の地域の関係機関・相談機関との連携協力を図る。特に、暴行や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力し対応する。

④ 「いじめ撲滅強化月間」での効果的な取組の強化を図る

- ・ 9月の全市一斉「いじめ撲滅強化月間」において、児童会の企画・立案を基にした児童の自主的・自発的な取組を中心に全校でいじめ撲滅に向けた取組を行う。
- ・ 9月の全市一斉いじめに特化したアンケートを効果的に活用し、全児童にアンケート後の個人面談をすることにより、早期発見に努めるとともに誰もが相談しやすい体制整備に努める。
- ・ 本市の「いじめ撲滅スローガン」や「北九州市いじめ撲滅宣言」等を周知するとともに、本校のスローガンやシンボルマーク等を考えさせ、児童の意識の高揚と実践化に努める。

(3) 教師としてなすべきこと

① いじめを見抜く感性を磨くこと

いじめは、教師の目の届きにくいところで起こる。「いじめ問題を見過ごさないために」P64「気付いていますか？チェック表」等を参考にし、教師自身がいじめを見抜く感性を日常的に磨いていくことが必要である。

② 「自信」と「やる気」を引き出す授業に努めること

教師と児童との信頼関係に基づいた授業を実践し、児童の「自信」と「やる気」を引き出し、自尊感情を高めていく。

③ 不安や悩みを受容する姿勢を持つこと

児童の話最後まで傾聴し、児童の立場に立って不安や悩みを受け止め、問題の解決に向けて粘り強く対応する。

④ 心の居場所づくりに努めること

児童一人一人が自己存在感を感じられるように、教師と児童及び児童相互の温かく好ま

しい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努める。

⑤ 互いに個性を認め合う学年・学級経営に努めること

児童の不得意なところや身体的な特徴、家庭状況等がいじめのきっかけにならないように、児童同士が一人一人に違いがあることを当然のこととして理解し、その違いを大切な個性として認め合う学年・学級経営に努める。

⑥ 一人一人の心の理解に努めること

連絡ノートや日記等を通した心の交流をしたり、休み時間や清掃時間も児童と一緒に活動することで児童との会話を増やしたりし、全児童に1日に1回以上は声かけするよう心がける。

⑦ いじめは許さないという学級風土をつくること

道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃から「いじめをしない・させない・許さない」学級風土をつくる。

⑧ 子どもの姿を見つめること

いじめが起こっていない状態をしっかりと把握し、アンテナを広く・高くして、児童の少しの変化やサインも見逃さないように、日頃の児童一人一人の様子を観察するとともに、学級の様子ほんの小さな変化にも注意を傾ける。

⑨ いじめを受けた児童を最後まで守ること

いじめを受けた児童の苦しみをその立場に立って受容し、「いじめられている子どもを守り通す」ことを教職員自らの言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。

⑩ 教師間で連携・協力して問題の解決にあたる

担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく情報や課題を伝え合い、他の教師に協力・支援を求める勇気と責任をもつ。

⑪ 児童や保護者からの声に誠実に答える

日頃から、いじめられている児童やその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を積極的に示し、信頼関係の構築と深化を心がける。

2 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

- ・ いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で一致協力して取り組む。
- ・ 児童が互いに認め合える人間関係・学校風土を児童自らがつくり出せるよう指導・支援する。
- ・ 児童同士、児童と教職員の信頼関係を日常的な取組を通して築く。
- ・ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学級経営や授業づくりを心がける。
- ・ 未然防止の取組が成果を上げているかは、日常的に児童の行動を把握したり、定期的なアンケートや面談、児童の欠席日数などで検証したりし、改善点について等をいじめ対策委員会で検討し、PDCAサイクルに基づく取組を継続する。

(2) いじめ防止のための措置

① いじめについての共通理解

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議、終礼等で周知するとともに、毎月1回実施する生徒指導研修会等を通じて日頃より教職員全体の共通理解を図る。
- ・ 児童に対して、全校集会や学年集会、学級活動等で校長や教職員が、日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体で醸成する。
- ・ どのようなことがいじめにあたるのかを具体的に挙げ、目につく場所に掲示するなどし、児童に認識させる。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ 道徳教育や人権教育を充実させるとともに、読書活動・体験活動を推進し、計画的に児童の社会性を育む。
- ・ 総合的な学習の時間や生活科における地域での社会体験・生活体験や触れ合い活動等を通し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ・ 学び合いや学習成果を生かし合う場を効果的に位置付けたり、非攻撃的な自己主張の仕方を身に付けさせたりし、児童が円滑に他者とコミュニケーションがとれる能力を育む。
- ・ 自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする方法の獲得やその能力を養う。

③ いじめを生まないための指導上の注意

- ・ 学級や学年等の人間関係を把握し、一人一人が生き生きとし、活躍できる集団づくりに取り組む。
- ・ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切に楽しく分かりやすい授業づくりを心がける。
- ・ 教職員の不適切な言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを誘発したり、助長したりすることがないように細心の注意を払い指導を行う。また、教職員の言動一つ一つが児童の望ましい手本であるとの自覚をもって指導に当たる。
- ・ 教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
- ・ 発達障害等について、研修等を通して十分に理解した上で、一人一人のニーズに応じた適切な指導に当たる。

④ 自己有用感や自己肯定感の育成

- ・ 教育活動全体を通じ、児童自らが活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会や場をすべての児童に提供できるように努める。
- ・ 規律を守り、基礎的な学力を身に付けていくことで、児童自身が認められているという実感がもてるように配慮を行う。
- ・ 学校、学年行事等の取組の中で、困難な状況を自ら乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高める。
- ・ 校外での体験活動や地域の方々との交流活動を通して、家庭や地域の方々から認められているという思いが得られるように工夫する。
- ・ 自己有用感や自己肯定感は、発達段階に応じて身に付けることを踏まえ、小中一貫・連携教育や保幼小、小小の連携を充実させ、幅広く、多様な目で児童を見守り、支援していく。

⑤ 児童自らがいじめ防止・撲滅について考える取組

- ・ 児童会を中心に、児童自身がいじめの防止と解消を訴える取組を行う。
(いじめ防止のための啓発標語・ポスター・シンボルマーク作成、いじめ撲滅宣言の採択、いじめ撲滅強化週間の設定等)
- ・ すべての児童が活動の意義を理解し、自分の考えを述べるなどの主体的に参加できる体制になっているかを、教職員がチェックしながら適宜アドバイスや支援をしていく。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- ・ いじめは、大人や周りの児童の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われることを共通理解する。
- ・ 児童の日頃とは異なる些細な兆候を見逃さず、「いじめではないか」との疑いをもち、見逃したり軽視したりすることなく複数の教職員で関わり、積極的に認知する。
- ・ グループ内のいじめでは被害者の訴えがないことが多いため、常日頃より児童の言動や様子を細かく観察する。

(2) いじめ早期発見のための取組

① アンケート

- ・ 毎月第1金曜日を基本に、「こころとからだのアンケート」を行い、問題については面談等も行って児童の発する心のサインを見逃すことなく、いじめの実態を把握する。
- ・ 年間1回3学期に保護者向けのアンケートを行い、家庭において児童からの訴えがないかを把握する。また、必要に応じて臨時のアンケートを行い、状況把握を行う。
- ・ 9月に行われる全市一斉のいじめに特化したアンケートを活用し、面談等も併用して学校全体でいじめの実態を把握する。

② 教育相談体制

- ・ 月に1回の定期的な教育相談によりいじめの実態の把握に努める。
- ・ 給食時間や休み時間等を積極的に活用して教師と児童の日常のコミュニケーションをより大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・ 日常の連絡や家庭訪問、学級通信の発行等を通して教師と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気をつくる。
- ・ 児童が教職員の誰にでも相談できるような体制づくりを行う。
- ・ 月1回の生徒指導研修会等を通して、気になる児童の情報や課題を全教職員で共通認識しておく。

③ その他

- ・ 日記や生活ノート、連絡ノートを通して、児童の悩みを把握する。
- ・ 休み時間や放課後等様々な場面で、教職員で児童を見守り、児童の動きや様子を把握する体制づくりを築く。
- ・ 全校児童が利用できる悩みの相談箱を設置し、担任には相談しにくい悩みを把握できるようにする。
- ・ 相談電話（24時間子ども相談ホットライン等）が活用できることを周知する。

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- ・ 発見・通報を受けた場合は、特定や当該の教職員だけで抱え込まず、速やかに管理職に報告し、その指示を受けて組織で対応する。
- ・ 被害児童を徹底して守り通すとともに、加害児童には毅然とした態度で指導する。
- ・ 全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関等と連携し、適切に対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め適切な指導を行う。
- ・ 児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに相談や訴えの内容の守秘を徹底する。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、校内いじめ問題対策委員会等で情報共有し、今後の対応を検討する。
- ・ 速やかに関係児童から事情を聴き取り、メモ等の記録をしながら、いじめの事実を確認する。
- ・ 校長が事実確認の結果を教育委員会指導第二課に一報するとともに、概況報告書を作成し、提出する。
- ・ 重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、八幡東警察署に相談または通報する。

(3) いじめられた児童又はその保護者への対応

- ・ いじめられた児童から、事実関係の聴き取りを行う。その際、事実を正確に記録する。
- ・ いじめられている児童や保護者に「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」「全力で解決を図ること」をはっきりと伝える。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、適切に記録・整理し、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える（即日対応）。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（友人や教職員、家族等）と連携し、寄り添う姿勢で支えていく。
- ・ 安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、担当教職員を配置し、別室等で学習させる。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と協力・連携して対応する。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、あらゆる機会を通して全教職員で観察を行い、継続して見守る。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめた児童から事実関係の聴き取りを行う。その際、事実を正確に記録する。
- ・ いじめがあったことが確認された場合、管理職の指示のもと、組織的に対応し、謝罪や二度としないことの約束等を行う。
- ・ 児童にいじめは絶対に許されない行為であることを確実に理解させる。
- ・ 聴き取りした内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・ 保護者と連携して、適切な対応が行えるよう協力を求め、計画的・継続的な助言を行う。
- ・ いじめた児童が抱える問題にも目を向け、解決の方向を示しながら、継続的に指導・支援する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ 観衆や傍観者の児童に対しても、自分の問題として捉えるように指導し、いじめを許さない風土を醸成する。
- ・ はやしたてるなど同調・助長していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担し、より深刻な状況にする行為であることを理解させる。
- ・ いじめをやめさせることはできなくても、家族や教職員等の信頼できる人に知らせる勇気をもつよう指導する。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育む。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに八幡東警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組を周知する。
- ・ 情報モラル教育を進めるとともに、PTAの研修会や学校・学年通信等の連絡を通して、保護者への啓発を行い、理解を求める。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

1学期		2学期		3学期	
期日	活動内容	期日	活動内容	期日	活動内容
4月3日	生徒指導部会 (年間方針策定)	9月1日 ～30日	いじめ撲滅強化月間	1月15日	いじめに関するアンケート⑦
4月10日	校内生徒指導研修会① (年間方針の確認といじめのチェックポイントを活用して等)	9月1日	校内生徒指導研修会⑤		教育相談⑦(いじめに関するアンケートを基に)
4月22日 ～28日	家庭訪問 (友人関係の把握等)	9月4日	全市一斉いじめに特化したアンケート④・面談	1月20日	校内生徒指導研修会⑨ (児童理解 講師招聘)
5月7日	校内生徒指導研修会② (児童理解)	9月14日	教育相談④(いじめに関するアンケートを基に)	2月4日	校内生徒指導研修会⑩ (児童理解及びアンケート結果の対応状況の確認)
5月8日	いじめに関するアンケート(こころとからだのアンケート)① 教育相談①(いじめに関するアンケートを基に)	9月30日	道徳・学級活動授業公開(いじめ問題に関する取組) 保護者懇談会 (授業を通したいじめ防止の取組の周知・確認)	2月5日	いじめに関するアンケート⑧ 教育相談⑧(いじめに関するアンケートを基に)
6月1日	校内生徒指導研修会③ (児童理解及びアンケート結果の対応状況の確認)	10月2日	いじめに関するアンケート⑤ 教育相談⑤(いじめに関するアンケートを基に)	3月4日	いじめに関するアンケート⑨ 教育相談⑨(いじめに関するアンケートを基に)
6月5日	いじめに関するアンケート② 教育相談②(いじめに関するアンケートを基に)		校内生徒指導研修会⑥ (児童理解及びアンケート結果の対応状況の確認)	3月7日	校内生徒指導研修会⑪ (児童理解及びアンケート結果の対応状況の確認)
7月3日	いじめに関するアンケート③ 教育相談③(いじめに関するアンケートを基に)	11月6日	いじめに関するアンケート⑥ 教育相談⑥(いじめに関するアンケートを基に)	3月24日	校内生徒指導研修会⑫ (1年間の取組の <u>評価・総括</u>)
7月14日 15日	学期末保護者(個人)懇談会① (アンケート結果等を基にした1学期の対応状況の報告及び情報交換)		校内生徒指導研修会⑦ (児童理解及びアンケート結果の対応状況の確認)		
7月17日	校内生徒指導研修会④ (1学期の取組の <u>評価・反省</u> 、9月いじめ撲滅強化月間取り組みの確認等)	12月17日 18日	学期末保護者(個人)懇談会② (アンケート結果等を基にした2学期の対応状況の報告及び情報交換)		
		12月24日	校内生徒指導研修会⑧ (児童理解及び2学期の取組の <u>評価・反省</u> 等)		

6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ問題対策委員会

① 校内いじめ問題対策委員会活動方針

<ul style="list-style-type: none"> 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核 いじめの相談・通報の窓口 いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有 重大事態となる恐れのあるいじめの疑いに関わる情報があつたときには緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核
--

② 校内いじめ問題対策委員会組織 《教職員関係者》

役職	氏名	役職	氏名
校長	柳井 貴義	教頭	片岸 里枝
教務主任	小林 孝幸	生徒指導主任 (学年主任)	松永 庸助
養護教諭	三原 久美子	学年主任	稲福 雅子
学年主任	末 文子	学年主任	世取 清美
学年主任	原田 和昌	学年主任	井手口 純子
学年主任 (特別支援学級)	氏本 菜緒		

《外部関係者等》

役職	氏名	役職	氏名
スクールカウンセラー	姫野 恵子	教育委員会指導第二課	菅井 貫太郎
八幡東警察署スクールサポーター	岳本 英美	スクールソーシャルワーカー	田中 惟子

③ 校内いじめ問題対策委員会活動計画 ※PDCAサイクルに基づいた取組を計画する

1 学期		2 学期		3 学期	
期日	活動内容	期日	活動内容	期日	活動内容
4月8日	組織発足・顔合わせ 委員会の活動方針確認 いじめ防止基本方針の 確認	9月1日	夏季休業中の情報共有	3月24日	取組評価アンケート実施③ 年間活動の評価 次年度のいじめ防止基 本方針および委員会活 動の方針検討、確定
7月17日	取組評価アンケート実 施① 1学期の状況確認と 情報共有 夏季休業中の連絡体制 の確認 1学期の委員会活動の 点検・評価及びいじめ 防止基本方針の検討 2学期の活動方針の検 討	12月24日	取組評価アンケート実 施② 2学期の状況確認と情 報共有 いじめアンケート及び 面談結果についてのま とめ 冬季休業中の連絡体制 の確認 2学期の委員会活動の 点検・評価及びいじめ 防止基本方針の検討 3学期の活動方針の検 討		※ 定例会を月に1回 実施
	※ 定例会を月に1回 実施		※ 定例会を月に1回 実施		

(2) 関係機関・相談機関との連携

① 連携の必要性

次のような状況がある場合、指導の効果を見極め、適切な時期に適切な関係機関と連携を図る。

- ・ 心理的なケアやサポートが必要であると判断した場合
- ・ 被害児童の安全が脅かされるおそれがある場合
- ・ 児童や保護者が、教職員には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ・ 問題行動等を繰り返す児童の処遇や、家庭環境等に配慮を要する児童の対応に関する場合
- ・ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合 等

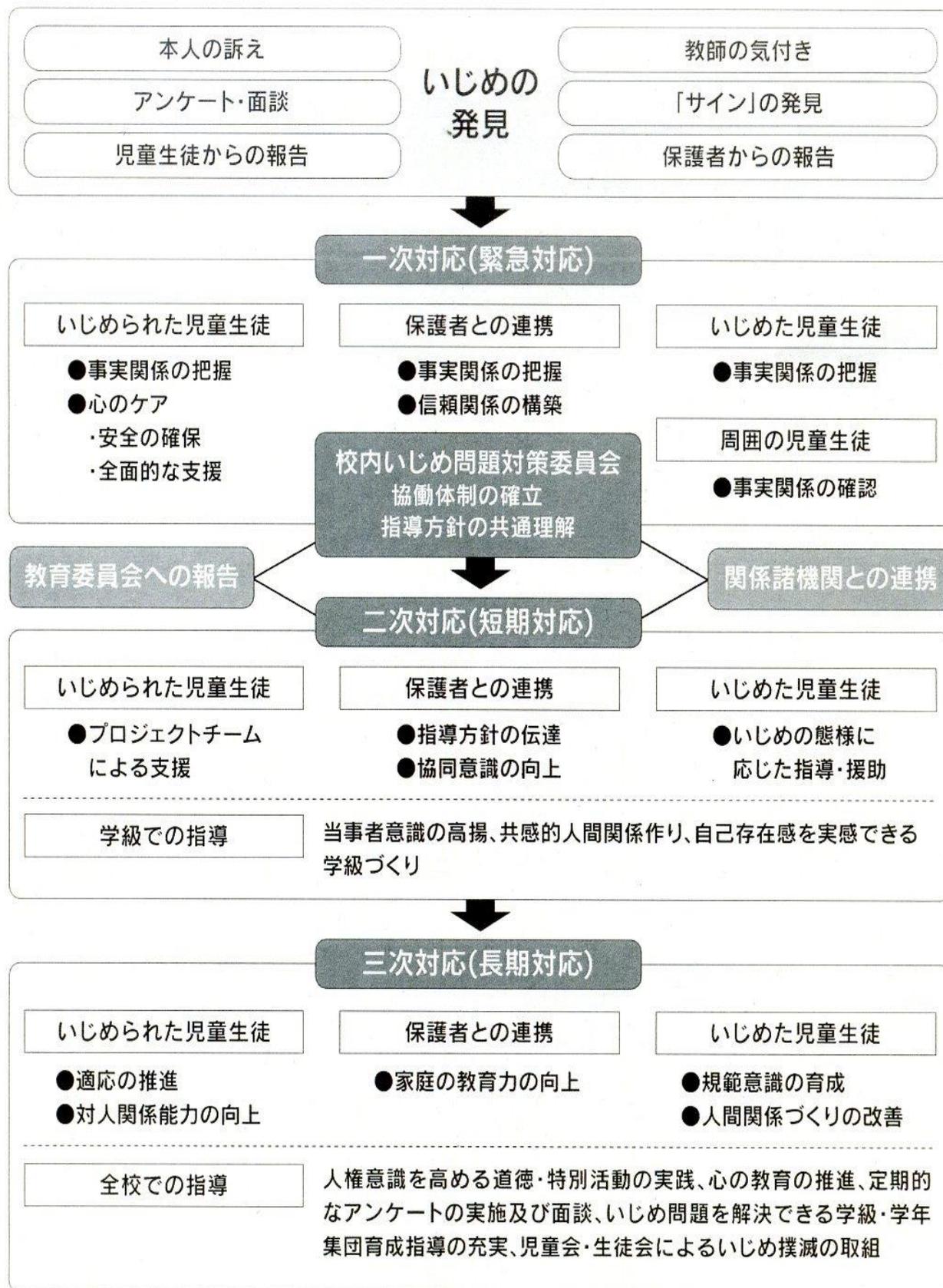
② 連携のための配慮事項

- ・ 関係機関・相談機関との連携は、校長が判断し、学校の指導体制の一環として行う。
- ・ 学校が関係機関から連絡を受けた場合は、校長が教育委員会指導第二課に報告する。
- ・ 安易に関係機関や相談機関に依頼したり、連携後にまかせっきりになったりしないよう情報交換を密にする。
- ・ 保護者に関係機関・相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを十分に受け止め、共に解決を目指していくことを確認して、保護者が学校や教師に不信感を生まないように十分に配慮する。

③ 関係機関・相談機関一覧表

関係機関		相談機関	
機関名	連絡先	機関名	連絡先
教育委員会指導部 指導第二課	5 8 2 - 2 3 6 7	2 4時間子ども 相談ホットライン	8 8 1 - 4 1 5 2
特別支援教育相談センター	9 2 1 - 2 2 3 0	ハートケア北九州 (北九州少年サポートセンター)	8 8 1 - 7 8 3 0 (月～金 9時～ 17時45分)
子ども総合センター	8 8 1 - 4 5 5 6	子ども人権110番 (法務局・地方法務局)	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0 (月～金 8時3 0分～17時15 分)
八幡東区 子ども・家庭相談コーナー	6 6 1 - 0 1 1 5	いのちの電話	6 7 1 - 4 3 4 3 (24時間)
八幡東警察署生活安全課少年係 ※スクールサポーター	6 6 2 - 0 1 1 0	チャイルドライン	0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7 (月～土 16時 ～21時)
精神保健福祉センター	5 2 2 - 8 7 2 9		

7 いじめ問題への対応の手順



いじめの未然防止に向けた取組

重大事態への対処

(1) いじめの疑いに関する情報

- 校内いじめ問題対策委員会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告

(2) 重大事態の発生

○ 教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長等に報告）

- ・ 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ・ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ・ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと言う申立てがあったとき」

(3) 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

① 学校を調査主体とした場合

※ 教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

ア 校内いじめ問題対策委員会を活用

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないスクールカウンセラー等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性や中立性を確保する。
- ※ いじめ防止対策推進法第22条に基づく「校内いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

イ 校内いじめ問題対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ 客観的な事実関係を速やかに調査し、いじめ行為の事実関係を可能な限り明らかにする。
- ※ 学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合う。
- ※ これまでに先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で経過報告を行いながら情報を適切に提供する。
- ※ 関係者の個人情報に十分な配慮をする一方、いたづらに個人情報保護を楯に説明を怠らないようにする。
- ※ アンケート結果をいじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

エ 調査結果を教育委員会に報告（※ 教育委員会から市長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

オ 調査結果を踏まえた必要な措置

② 教育委員会が調査主体となる場合

ア 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力